

題名：市場監督管理総局による「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の印刷配布についての通知

インデックス番号：11100000MB0143028R/2024-00004

テーマ分類：通知

発行番号：国市監反執一発〔2024〕102号

所属機構：独占禁止法執行一司

作成日：2024年11月08日

公布日：2024年11月08日

市場監督管理総局による

「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の印刷配布

についての通知

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の市場監督管理局（庁・委員会）へ

「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」は、2024年8月26日付の市場監督管理総局第22回局務会議で可決されたので、ここに印刷配布し、実情を踏まえて宣伝・貫徹実施してください。

市場監督管理総局

2024年11月04日

（この文書は公開発行するものである）

標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン

第1章 総則

第1条 ガイドラインの目的、根拠

事業者の標準必須特許の濫用による競争の排除・制限行為を予防・制止し、市場における公正な競争を保護し、革新を奨励し、経済の運営効率を向上させ、消費者の利益と社会公共の利益を擁護するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」と略称する）、「中華人民共和国標準化法」、「中華人民共和国專利法」及び「知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定」、「国務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止指南」などの法律法規・規則及び指南の規定に基づき、本ガイドラインを制定する。

第2条 関連概念

標準必須特許とは、標準を実施するために必要不可欠な特許をいう。

標準必須特許権者及び関連権利者とは、標準必須特許を享有する事業者又は標準必須特許の実施を他人に許諾する権利のある事業者をいい、本ガイドラインでは以下、「標準必須特許権者」と総称する。

標準実施者とは、標準を実施する事業者をいう。

第3条 分析原則

標準必須特許の濫用による競争の排除・制限行為を認定する場合は、「独占禁止法」を根拠とし、かつ以下に掲げる基本原則を遵守する。

- (1) 「独占禁止法」の規定に従い、知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為と同様な分析の構想を採用する。
- (2) 知的財産権の保護と市場における公正な競争の維持を両立させる。
- (3) 標準必須特許権者と標準実施者の利益のバランスをとる。
- (4) 標準制定及び実施過程における標準必須特許に関する情報開示、実施許諾承諾及び実施許諾交渉などの状況を十分に考慮する。

第4条 関連市場

通常の場合、標準必須特許に関する関連商品市場と関連地域市場を定義するには、「独占禁止法」、「国務院独占禁止委員会の関連市場の定義に関する指南」及び「知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定」で確定された一般原則を遵守するとともに、標準必須特許の特徴を考慮し、個別の事案を結合して具体的な分析を行う必要がある。

(1) 関連商品市場

標準必須特許に関する関連商品市場を定義するには、代替分析方法が採用される。具体的な個別の事案において、標準必須特許に関する関連商品市場は主に技術市場と標準実施に関わる製品とサービス市場である。技術市場では、異なる標準間、異なる標準必須特許間、標準必須特許と非標準必須特許との間、及び標準必須特許と非特許技術との間などに密接な代替関係があるか否かという観点から需要代替分析を行うことができる。必要に応じて、標準と標準必須特許の供給などの面から供給代替分析を同時に行うことができる。

(2) 関連地域市場

標準必須特許に関する関連地域市場を定義するには、同様に代替分析方法が採用される。標準必須特許に関する実施許諾が複数の国と地域をカバーするとき、個別の事案で関連地域市場を定義するには、異なる国と地域の標準実施、特許権保護などの面における地域的特徴などの要素を総合的に考慮する必要がある。

標準必須特許に関する独占合意、市場での支配的地位の濫用事件の調査及び事業者集中の独占禁止審査を行う場合、通常は関連市場を定義する必要があるが、独占事件の種類によって、関連市場の定義に対する実際のニーズが異なるため、個別の事案の状況に合わせて重点を置かなければならない。

第5条 事前・事中監督管理の強化

標準制定・実施、パテントプールの管理又は運営及び標準必須特許の実施許諾過程において、標準制定組織、パテントプールの管理又は運営主体、標準必須特許権者、標準実施者などの事業者は、独占禁止のコンプライアンス構築を強化し、独占リスクを防止しなければならず、競争の排除・制限のおそれがあることが発覚した場合、独

占禁止法執行機関に関連状況を自発的に報告し、監督・指導を受けることができる。

競争の排除・制限のおそれがあるか又は独占行為を実施する疑いがある場合、独占禁止法執行機関は、注意喚起・促し、事情聴取・是正などの手段により、事前・事中の監督管理を強化し、標準制定組織、パテントプールの管理又は運営主体、標準必須特許権者、標準実施者などの事業者に対して、改善措置を打ち出し、関連問題の予防・是正に善処するよう求めることができる。独占禁止法執行機関が事前・事中の監督管理措置を講じる場合は、独占行為に対する調査・処理に影響を及ぼさない。

競争の排除・制限のおそれがあるか又は独占行為を実施する疑いがある場合、いかなる単位と個人も、独占禁止法執行機関に通報する権利を有する。

第2章 標準必須特許に関する情報開示、実施許諾承諾及び誠実交渉

独占禁止法執行機関は、標準必須特許権者が標準必須特許情報を適時かつ十分に開示し、公正、合理的かつ非差別的な実施許諾の承諾をし、標準実施者と誠実な実施許諾交渉を行うことを奨励する。上記良好な行為は、標準の制定・実施効率を向上させ、公正に競争する市場秩序を維持し、技術革新と産業発展を促進することに資する。上記良好な行為を遵守しない場合は、必ずしも独占禁止法違反につながるわけではないが、競争の排除又は制限のリスクを増大させる可能性がある。

第6条 標準必須特許の情報開示

標準制定組織の規定に従い、標準制定・改正に参加する事業者は、標準制定・改正のいかなる段階においても、所有し、把握している必須特許を適時かつ十分に開示するとともに、対応する証明資料を提供しなければならない。

標準制定・改正に参加していない事業者は、標準制定組織の規定に従い、標準制定・改正のいかなる段階においても、所有し、把握している必須特許を開示するとともに、対応する証明資料を提供することができる。

具体的な個別の事案において、事業者が標準制定組織の規定に従って特許情報を適時かつ十分に開示しなかった、又は特許権を明確に放棄しているにもかかわらず標準実施者に対して特許権を主張する事情は、その行為が関連市場において市場競争に対して排除的又は制限的な影響を及ぼすか否かを認定する上で重要な考慮要素となる。

第7条 標準必須特許の実施許諾承諾

公平・合理・非差別の原則は、標準必須特許権者と実施者が標準必須特許の実施許諾交渉を行うために遵守しなければならない重要原則であり、国内外の標準制定組織により認識されるとともに広く採用され、知的財産権政策の重要な内容となっている。

標準制定組織の規定に従い、標準制定・改正に参加する特許権者又は特許出願人は特許実施許諾声明を明確に行い、公平・合理・非差別の原則に基づき、その他の事業者が当該標準を実施する際にその特許の使用を無償又は有償で許諾することに同意しなければならない。

公平・合理・非差別の原則に基づき実施許諾の承諾をなされた特許について、標準必須特許権者は当該特許を譲渡するとき、事前に当該特許の実施許諾承諾の内容を譲受人に通知し、譲受人が当該特許の実施許諾の承諾に制約を受けることに同意し、すなわち、標準必須特許の実施許諾承諾が譲受人にも同等の効力を備えることを保証しなければならない。

具体的な個別の事案において、標準必須特許権者又はその譲受人が公平・合理・非差別の承諾に違反しているか否かは、不当に高い価格での実施許諾、正当な理由のない実施許諾拒否、抱合せ商品販売、その他の不合理な取引条件の付加、差別待遇の実施などの具体的な独占行為に該当するかを認定する上で重要な考慮要素である。

第8条 標準必須特許の誠実交渉

標準必須特許の誠実交渉は、公平・合理・非差別原則を履行する具体的な現れである。標準必須特許権者と標準実施者との間では、公平・合理・非差別の実施許諾条件を達成するために、標準必須特許の実施許諾料率、数量、期限、使用範囲及び地域範囲などの実施許諾条件について誠実に交渉を展開しなければならない。誠実交渉には、以下に掲げる手順と要件が含まれるが、これらに限らない。

(1) 標準必須特許権者は、標準実施者に対して明確な実施許諾交渉の要約を提出すること。それには通常、標準必須特許リスト、標準必須特許と標準の対照表、実施許諾料率の算定方法及び根拠、合理的なフィードバック期間などの具体的な内容が含まれる。

(2) 標準実施者は、合理的な期間内に実施許諾の取得に対し善意の意思を表明す

ること。すなわち、正当な理由のない遅延、実施許諾交渉の拒否などの状況がない。

(3) 標準必須特許権者は、その作成した公平・合理的・非差別的な承諾に適合する実施許諾条件を提出すること。それには主に実施許諾料率の算定方法及び合理性の理由、標準必須特許の権利存続期間及び譲渡状況など実施許諾に直接関連する必要な情報及び実際の状況が含まれる。

(4) 標準実施者は、合理的な期間内に実施許諾条件を受け入れること。受け入れない場合は、合理的な期間内に実施許諾条件について公平・合理・非差別の原則に適合する提案を提出しなければならない。

具体的な個別の事案において、交渉の過程と内容を全面的に評価しなければならない。標準必須特許権者と標準実施者は、すでに誠実交渉の義務を尽くしたことを証明しなければならない。標準実施者による誠実の意思表明は、その交渉過程において特許の必要性、有効性などについて異議を申し立てる権利に影響を与えない。

第3章 標準必須特許に関する独占合意

標準必須特許に関する独占合意を認定する場合は、「独占禁止法」、「独占合意禁止規定」、「知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定」などの関連規定を適用する。

第9条 標準制定及び実施過程における独占合意

標準制定及び実施過程において、事業者の間では独占合意を達成し、競争を排除・制限する可能性があり、具体的に分析する際に以下の状況を考慮することができる。

- (1) 正当な理由なく、その他の特定の事業者を標準制定への参加から排除するか否か。
- (2) 正当な理由なく、その他の特定の事業者の関連提案を排除するか否か。
- (3) 正当な理由なく、その他の競合標準を実施しない約束をするか否か。
- (4) 正当な理由なく、特定の標準実施者が標準に基づいて試験、認証取得など標準実施のための活動を行うことを制限するか否か。
- (5) 考慮すべきその他の関連状況。

標準制定組織又はその他の事業者は、標準制定及び実施過程において、標準必須特

許権者による独占合意の達成を組織したり、標準必須特許権者による独占合意の達成のために実質的な支援を提供したりしてはならない。

第 10 条 標準必須特許プールに関する独占合意

通常の場合、パテントプールは実施許諾などの取引コストを削減し、実施許諾の効率を向上させることができる。但し、標準必須特許権者の間ではパテントプールを利用して独占合意を達成し、競争を排除・制限する可能性があり、具体的に分析する際に以下の状況を考慮することができる。

- (1) 標準必須特許権者がパテントプールを利用して、価格、生産量、市場区分など競争に関する敏感な情報を交換しているか否か。
- (2) パテントプールの管理又は運営主体が競合特許をパテントプールに取り入れているか否か。
- (3) パテントプールの管理又は運営主体が標準必須特許権者の単独かつ対外的な実施許諾を共同で制限しているか否か。
- (4) パテントプールの管理又は運営主体が、標準必須特許権者による独占合意の達成を組織したり、標準必須特許権者による独占合意の達成のために実質的な支援を提供したりしているか否か。
- (5) 考慮すべきその他の関連状況。

第 11 条 標準必須特許に関するその他の独占合意

上記合意の他、標準必須特許権者はさらに、その特許権を濫用してその他の種類の独占合意を実施し、競争を排除・制限する可能性があり、具体的に分析する際に以下の状況を考慮することができる。

- (1) 標準実施者が生産・販売する標準必須特許に関する製品の価格、数量或いは品質を制限しているか否か。
- (2) 標準実施者による競合技術の開発を制限しているか否か。
- (3) 独占合意を構成しうるその他の状況。

第 4 章 標準必須特許に関する市場での支配的地位の濫用行為

標準必須特許に関する市場での支配的地位の濫用行為を認定する場合は、「独占禁止法」、「市場での支配的地位の濫用行為の禁止規定」、「知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定」などの関連規定を適用する。通常の場合、まず関連市場を定義し、標準必須特許権者などの事業者が関連市場で市場での支配的地位を有するか否かを分析し、次に個別の案件の状況に応じて市場での支配的地位の濫用行為に該当するか否かを具体的に分析しなければならない。

第12条 市場での支配的地位の認定方法及び考慮要素

標準必須特許権者などの事業者が関連市場で支配的地位を有するか否かを認定する場合は、「独占禁止法」及び「国務院独占禁止委員会の知的財産権分野に関する独占禁止指南」などの規定に基づいて分析しなければならず、事業者が市場での支配的地位を有することを認定又は推定するにあたっては、標準必須特許の特徴を踏まえるものとし、具体的に以下の要素を考慮することができる。

- (1) 標準必須特許権者の関連市場における市場シェア、及び関連市場の競争状況。
通常の場合、標準自体に代わる標準がない場合、標準必須特許権者はその保有している標準必須特許の実施許諾市場において、全市場シェアを保有しているが、それを覆すに足る証拠がある場合はこの限りではない。
- (2) 標準必須特許権者の関連市場支配能力。それには主に標準必須特許権者が実施許諾料率、実施許諾方法などの実施許諾条件を決定する能力、その他の事業者による関連市場への参入を阻害、影響する能力、及び標準実施者が標準必須特許権者を制約する客観的な条件及び実際の能力などが含まれる。
- (3) 下流市場の標準必須特許依存度。それには主に対応する標準の進化状況、代替性、変換コストなどが含まれる。
- (4) 他の特許権者の実施許諾市場への参入の難易度。それには主に標準必須特許の技術が置き換えられる可能性などが含まれる。
- (5) 標準必須特許権者の財力及び技術条件など、市場での支配的地位の認定に関するその他の要素。

第13条 不當に高い価格での標準必須特許の実施許諾

通常の場合、合理的な実施許諾料は、標準必須特許権者がその研究開発への投資及

び技術革新に対する報奨を獲得することを保障することができる。但し、標準必須特許権者などの事業者は、その市場での支配的地位を濫用し、不当に高い価格で標準必須特許の実施を許諾するか又は標準必須特許を含む製品を販売し、競争を排除・制限する可能性があり、具体的に分析する際に以下の要素を考慮することができる。

- (1) 実施許諾の双方当事者が本ガイドライン第2章に従って良好な行為を実施する状況。
- (2) 実施許諾料が比較可能な過去の実施許諾料或いはその他の事業者の実施許諾料より明らかに高いか否か。
- (3) 実施許諾交渉過程において、期限切れ又は無効の標準必須特許或いは非標準必須特許に対する実施許諾料の徴収を主張しているか否か。
- (4) 標準必須特許権者などの事業者が標準必須特許の数、品質及び価値の変化に応じて実施許諾料を合理的に調整しているか否か。
- (5) 標準必須特許権者などの事業者が非実施実体などを通じて二重課金を行っているか否か。

第14条 標準必須特許の実施許諾の拒否

通常の場合、標準必須特許権者が標準制定組織の規則に基づいて公平・合理的かつ非差別的な承諾を行った後、正当な理由なく、標準必須特許権者などの事業者は、実施許諾を獲得しようとするいかなる標準実施者も拒否してはならず、そうでない場合は、市場競争に排除・制限の影響を及ぼす可能性があり、具体的に分析する際に、以下の要素を考慮することができる。

- (1) 実施許諾の双方当事者が本ガイドライン第2章に従って良好な行為を実施する状況。
- (2) 標準実施者に不良信用記録があるか否か、又は経営状況の悪化など取引の安全性に重大な影響を及ぼす状況があるか否か。
- (3) 不可抗力などの客観的な事由により標準必須特許の実施許諾が不可能となっているか否か。
- (4) 関連標準必須特許の実施許諾の拒否が市場競争及び革新に与える影響。
- (5) 関連標準必須特許の実施許諾の拒否が消費者の利益又は社会公共の利益に損害を与えるか否か。

第 15 条 標準必須特許に関する抱合せ販売

通常の場合、標準必須特許の実施許諾時に一括での実施許諾を行うことで、全体的な取引コストを削減し、標準の実施効率を向上させることができる。但し、標準必須特許権者などの事業者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、実施許諾の時に標準実施者に一括での実施許諾、非標準必須特許の実施許諾の受け入れ又はその他の製品の購入を強制し、競争を排除・制限する可能性があり、具体的に分析する際に以下の要素を考慮することができる。

- (1) 実施許諾の双方当事者が本ガイドライン第 2 章に従って良好な行為を実施する状況。
- (2) 正当な業界慣行や取引慣行に合致するか否か。
- (3) 技術的な合理性と必要性があるか否か。
- (4) 一括での実施許諾の分割が実行可能か否か、標準実施者に不合理な標準実施コストをもたらすか否か。
- (5) 標準実施者が実施許諾の組合せ又は購入する製品を自主的に選択できるか否か。

第 16 条 標準必須特許に関するその他の不合理な取引条件の追加

通常の場合、標準必須特許の実施許諾条件は標準必須特許権者と標準実施者との間の取り決めにより形成され、実施許諾の双方当事者の意思自治を表明している。但し、標準必須特許権者などの事業者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、標準必須特許に不合理な取引条件を追加し、競争を排除・制限する可能性があり、具体的に分析する際に以下の要素を考慮することができる。

- (1) 実施許諾の双方当事者が本ガイドライン第 2 章に従って良好な行為を実施する状況。
- (2) 無償又は不合理な対価のリバースライセンスなどを、標準必須特許の実施許諾の事前条件としているか否か。
- (3) 標準実施者に合理的な対価を提供しないクロスライセンスの実施を強制しているか否か。
- (4) 標準実施者がその標準必須特許の必要性、有効性などについて異議を申し立

てることを禁止又は制限しているか否か。

(5) 標準実施者が紛争解決の措置又は地域を選択することを禁止又は制限しているか否か。

(6) 標準実施者と第三者との取引を強制又は禁止するか、又は標準実施者と第三者との取引条件を制限しているか否か。

(7) 標準実施者による競合技術の開発を制限しているか否か。

(8) 標準実施に無関係で、関連標準必須特許の実施許諾と明らかに関連性を欠く事業情報及び技術情報の提供又は開示などのその他の不合理な条件を標準実施者に要求する合理的な理由が欠けているか否か。

第 17 条 標準必須特許に関する差別待遇

通常の場合、標準必須特許の実施許諾条件は、標準実施者の実際の状況、所在する地域の取引慣行、経済発展水準などに応じて、実施許諾料、時間などにおいて差異が現れる。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、同一条件の標準実施者に差別待遇を実施し、競争を排除・制限する可能性があり、具体的に分析する際に以下の要素を考慮することができる。

(1) 実施許諾の双方当事者が本ガイドライン第 2 章に従って良好な行為を実施する状況。

(2) 実施許諾交渉の時期及び市場背景が著しく変化したか否か。

(3) 標準実施者の条件が実質的に同じであるか否か。

(4) 実施許諾の数、地域、期間及び使用範囲などの実施許諾条件が実質的に同じであるか否か。

(5) 差異のある標準必須特許の実施許諾内容は、実施許諾の双方当事者が達成したその他の実施許諾条件によりもたらされたか否か。

(6) 当該差別待遇が標準実施者による市場競争への参加に著しく不合理な影響を与えるか否か。

第 18 条 標準必須特許に関する救済措置の濫用行為

通常の場合、標準必須特許権者は、法に基づき裁判所又は関連部門に対し、関連特許権侵害差止の判決、裁定又は決定を下すか又は発行するよう請求する権利を有する。

但し、標準必須特許権者などの事業者は、公平・合理・非差別の原則に違反し、誠実交渉なしに、上記救済措置を濫用して標準実施者にその不当に高い価格又はその他の不合理な取引条件の受け入れを強制し、競争を排除・制限する可能性がある。具体的に分析する際に、実施許諾の双方当事者が本ガイドライン第8条に従って誠実な実施許諾交渉を行っているか否かを考慮しなければならず、それと同時に、「国務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止指南」に規定するその他の要素を考慮することができる。

第5章 標準必須特許に関する事業者集中

標準必須特許に関する事業者集中を審査する場合は、「独占禁止法」、「国務院の事業者集中申告標準に関する規定」、「知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定」などの規定を適用する。

第19条 標準必須特許に関する事業者集中申告

事業者間における標準必須特許に関する取引は、事業者集中に該当する可能性がある。標準必須特許の取引が集中に該当するか否かを認定する場合は、「独占禁止法」「国務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止指南」及び関連独占禁止規則に基づいて分析しなければならず、それと同時に以下の要素を考慮することができる。

- (1) 標準必須特許の対象となる製品又はサービスが、独立した事業を構成するか、又は独立した計算可能な売上高を生み出すか否か。
- (2) 標準必須特許の実施許諾方法及び期間。

標準必須特許に関する取引が事業者集中に該当し、かつ「国務院の事業者集中申告標準に関する規定」に規定する申告標準に達した場合、事業者は事前に国務院独占禁止法執行機関に申告しなければならず、申告なしに集中を実施してはならない。

「国務院の事業者集中申告標準に関する規定」に従い、標準必須特許に関する事業者集中が申告標準に達していないが、当該事業者集中が競争を排除・制限する効果を有するか又は有しうることを証明する証拠がある場合、国務院独占禁止法執行機関は事業者に申告を求めることができる。事業者が要求通りに申告しなかった場合、国務

院独占禁止法執行機関は法に基づいて調査しなければならない。事業者は、申告標準に達していない事業者集中について国務院独占禁止法執行機関に自発的に申告することができる。

第 20 条 標準必須特許に関する事業者集中審査

標準必須特許に関する取引が事業者集中の実質的な構成部分であるか、又は取引目的の実現に重要な意義がある場合、事業者集中審査の過程において、「独占禁止法」に規定する要素を考慮すると同時に、標準必須特許の特徴を考慮しなければならない。

標準必須特許に関する制限条件には、構造的条件、動作的条件、総合的条件が含まれる。標準必須特許に関する制限条件の追加は、通常、個別の事案の状況に応じて、事業者集中が有するか、又は有しうる競争の排除・制限の効果について、制限条件の提案を評価した上で決定されるものとし、それには関連事業者に対して標準必須特許を含む関連資産を売却するよう要求すること、公平・合理・非差別の原則に従って実施許諾を行うこと、抱合せ販売などの行為を禁止すること、及び標準必須特許譲受人の行為に対して必要な制約を行うことなどが含まれるが、これらに限定されない。

第 6 章 付則

第 21 条 ガイドラインの効力

本ガイドラインは、標準必須特許分野における競争行為に関する一般的なガイドラインであり、事業者及び独占禁止法執行機関の参考となるものであり、強制的なものではない。本ガイドラインに規定がない場合は、「国務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止指南」を参照することができる。

第 22 条 ガイドラインの解釈及び実施

本ガイドラインは、市場監督管理総局が解釈し、公布日より施行される。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfys/art/2024/art_77e07edb4b7f4b72844a37c9add3e9fe.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。